

どうかんがえる？

ウクライナ侵攻

9条は無力？

敵基地攻撃能力？

安全保障？

ロシアによるウクライナ侵攻と憲法の平和主義

清水雅彦 (日本体育大学/憲法学)

今回のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、改憲勢力から「9条無力論」や憲法の平和主義に反する主張が出ています。これらの主張を一緒に考えてみましょう。

例えば、昔から「非武装だと攻められる」という主張があります。では、すでに世界には26の軍隊のない国家がありますが、これらの国は他国から攻められていますか？ 今回のロシアのように、軍事行動にはそれを「正当化」する「理由」があるわけですが、日本国内で「ロシア系住民の迫害」や「ロシア領土の占領」という事実がありましたか？ まず、リアルな国際政治論をすべきで、漠然とした抽象論を行うべきではありません。

あるいは、朝鮮のミサイル発射を受けて、「敵基地攻撃能力が必要だ」という主張があります。朝鮮には朝鮮なりのアメリカとの関係で「正当化」する「理由」があるわけですが、朝鮮の移動式ミサイル発射機は約200基あると言われており、これらを全部捕捉し、攻撃するのは不可能です。中国脅威論もありますが、中国は核保有国です。中国に対抗するために日本も核武装するのでしょうか？ アメリカと核共有をするのでしょうか？

米ソ冷戦終結後、ワルシャワ条約機構は解体したのに、NATOは存続したばかりでなく、ロシアを除外して東方拡大までしました。欧米諸国がロシアを含む安全保障の枠組構築に失敗したことも、今回のロシアの軍事行動の背景にあります。そうであれば、今回の件から日本が学ぶべきことは、アジアで日米韓・朝鮮・中国との安全保障の枠組を作ることです。核の使用は人類の滅亡をもたらすだけで、戦争をしないという予防こそが大事です。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」(憲法前文) はずです。憲法の平和主義は無力ではありません。

軍隊のない国家って、どこ？

答えは裏面

Do-KANGAERU? Do THINK!

敵基地攻撃能力論

1959年の国会での政府答弁で、日本が攻撃された後に相手国の敵基地を攻撃することは法理上可能だが政策上そのような兵器を日本は持たないとしたにもかかわらず、2000年代からいわゆる「先制攻撃」論として出てきた議論。しかし、この考えは従来の政府の立場である専守防衛・海外派兵の禁止に反することになります。

NATOとワルシャワ条約機構

第2次世界大戦後、アメリカと西欧諸国がソ連・東欧諸国に対抗するために、1949年に結成した軍事同盟がNATO(北大西洋条約機構)。これに対抗するためにソ連と東欧諸国が1955年に結成したのがワルシャワ条約機構。ただし、米ソ冷戦終結後、ワルシャワ条約機構は1991年に解体しました。

憲法の平和主義

先の日本の侵略戦争を反省し、将来再び戦争を行わないという世界に向けての誓約として、憲法が制定され、その考えは憲法前文に反映されています。また、憲法前文には全世界の国民の平和的生存権も規定しています。この前文を受けて、憲法9条1項では戦争の放棄を、2項では戦力の不保持と交戦権の否認を規定しています。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

改憲やってる
場合じゃない!

平和といのちを大切に
する政治へと変えるため、
署名へのご協力を!

くわしくは <http://www.anti-war.info/shomei/>



どうかんがえる？

ウクライナ侵攻

国際法違反？

核共有？

国連憲章？

ロシアのウクライナ侵攻の問題性

飯島滋明 (名古屋学院大学 / 憲法学・平和学)

2022年2月24日、ロシアはウクライナに侵略しました。多くの女性や子どもが犠牲になり、日常の暮らしも奪われています。家族がばらばらになり、多くの難民が生じています。ロシアの侵略行為を決して許してはいけません。明確な国際法違反でもあります。国際社会の憲法である「国連憲章」との関係でいえば、個人の尊厳と人権の保障を求める国連憲章前文に違反します。さらには「すべての加盟国の主権平等の原則」を定めた2条1項、「平和的手段による紛争解決」を求める2条3項等、「武力不行使の原則」を定めた2条4項に明白に違反します。

ジュネーブ条約第一追加議定書との関係でいえば、市民への攻撃を禁止した51条2項に違反します。ロシア軍は原発も攻撃しましたが、これは56条1項違反です。NATOの東方拡大など、アメリカ等の行為に問題がないとは言えないとしても、だからといって多くの市民が犠牲や被害を受けた、ロシアの軍事侵略は正当化できません。「戦争」や「武力の行使」の禁止を求める国連憲章2条4項、日本国憲法の平和主義の理念の実現を求め、ロシアには即時の停戦と撤退を私たちは強く求める必要があります。

そして日本では憲法9条の改正や核共有の議論が活発になりました。しかし、ロシアや中国との武力紛争を本当に想定するのでしょうか？ 実際に武力紛争になれば、日本は壊滅的な被害を受けます。「抑止」というのかもしれませんが、たとえばロシアに「核の脅し」が通用するのでしょうか？ アメリカと核を共有して日本に配備すれば、それこそ攻撃の口実を与えかねません。日本が憲法改正をしたり核共有をすれば、アジアで軍拡競争がはじまるでしょう。武力で対抗しようと考えたことこそ、日本に危険をもたらします。憲法前文や9条の理念に基づき、外交や経済的関係を深め、武力紛争を絶対に避ける政治が必要です。

Do-KANGAERU? Do THINK!

国連憲章

1945年6月26日にサン・フランシスコで調印され、1945年10月24日に発効した、国際社会の基本法です。国際社会の平和と安全の維持、人権保障等が国連憲章の目的とされます。

ジュネーブ条約

1949年ジュネーブ諸条約では、武力紛争が生じた際の文民、負傷者、捕虜などの保護が定められました。その後、文民の保護などをさらに発展させたのが1977年のジュネーブ諸条約追加議定書です。第一追加議定書は国際的紛争、第二追加議定書は非国際的な武力紛争に適用されます。

核共有 (核シェアリング)

アメリカとドイツなどで行われてきたように、アメリカの核兵器を国内に配備し、共同で管理・使用しようとする政策です。かつては田母神俊雄氏が主張し、最近では安倍晋三氏、高市早苗氏、橋下徹氏、「日本維新の会」や「国民民主党」などが、議論が必要と主張しています。核共有の議論が必要との主張に対しては被爆者の団体は強く抗議しています。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

表面の答え 26の軍隊のない国家

アンドラ、クック諸島、コスタリカ、ドミニカ、グレナダ、アイスランド、キリバス、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア、モナコ、ナウル、ニウエ、パラオ、パナマ、サモア、サンマリノ、ソロモン諸島、セントキッツ・ネイビス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディス、トゥバル、ヴァヌアツ、ヴァチカン、ルクセンブルグ。